平成２２年（フ）第４３９号
北海道旭川市東光12条４丁目３番31―2208号
市住2208号
債務者　阿部　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年１月12日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４号
岩手県上閉伊郡大槌町末広町２番15号
債務者　阿部　　健
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　文行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第３９１号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地387
債務者　當銘　清文
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１９０号
佐賀県鹿島市大字高津原1705番地
債務者　瀧本　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２７２４号
福岡市博多区板付７丁目１番６―311号
債務者　濵部富士人
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３１号
岩手県一関市千厩町千厩字東小田151番地
債務者　小野寺里香
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２６４０号
名古屋市北区五反田町237　ランドスクエア202、住民票上の住所名古屋市北区五反田町237番地　五反田マンション202号
債務者　鈴木　一義
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１８号
函館市宮前町４番19号
債務者　佐野エミ子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
秋田県横手市寿町８番21号
債務者　土田　良子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３２０号
山形県東村山郡中山町あおば10番地４
債務者　橋本　貞昭
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２７号
山形県寒河江市本楯３丁目131番地の10
チェリーピアＢ２棟210
債務者　飯田　晃一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３０号
山形県天童市東長岡３丁目７番10号　第２コーポイシヤマＡ棟３―６号
債務者　東海林博紀
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３５号
山形県村山市大字河島甲132番地
債務者　結城　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３９号
愛知県刈谷市泉田町半崎218番地１
債務者　古市　知絵
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４６号
愛知県刈谷市日高町２丁目320番地　シーズンステージ日高町Ｂ―３号
債務者　水島寿美代
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
愛知県刈谷市西境町兵九前97番地５
債務者　加藤　成人
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
滋賀県長浜市千草町326番地３
債務者　西尾　貞敏
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係